

企業の皆様の
設備投資を応援します！

設備投資減税に関するご案内



・ 2024年度 ・

地方税

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する
固定資産税特例措置…………… 1 ページ

国 税

中小企業経営強化税制…………… 2 ページ

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制…………… 2 ページ

中小企業投資促進税制…………… 3 ページ

地域未来投資促進税制…………… 3 ページ

DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制…………… 4 ページ

5G 投資促進税制…………… 4 ページ

その他の投資減税制度…………… 5 ページ

設備投資減税に関する Q&A…………… 6 ページ

各制度の詳細な内容は <https://www.leasing.or.jp> をご覧ください。

🔍 リース事業協会 検索



ファイナンス・リースにより設備を導入した場合

地方税

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置



先端設備等導入計画の認定を受けた新規設備投資について、賃上げを表明した場合、固定資産税が4年間1/3になります。事業者は「先端設備等導入計画」を作成・提出し、市町村が認定します。

要件

- ①対象事業者：中小事業者等 ②対象設備：以下の要件を満たすものとなります。

種類	要件	投資利益率要件
機械・装置	1台・1基の取得価額が 160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）
測定工具・検査工具	1台・1基の取得価額が 30万円以上	
器具・備品	1台・1基の取得価額が 30万円以上	
建物附属設備	1台・1基の取得価額が 60万円以上	

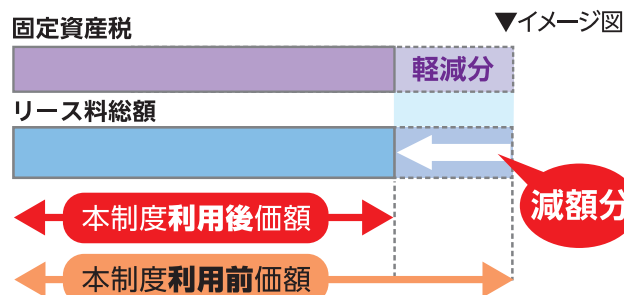
課税標準 × 最長4年間 **1/3**^{※1} × 固定資産税率 = **固定資産税の軽減**

リース開始が2025年3月31日分まで

※1 賃上げを表明しない場合、3年間 1/2となります。5年間1/3となる特例はリース開始が2024年3月31日までの設備に適用されます。

固定資産税の特例措置

ファイナンス・リース取引で設備投資をした場合に、固定資産税の特例措置により、リース料が減額されます。



に設備投資減税を受けることができます。

国税

中小企業経営強化税制



- ①適用期間：2025年3月31日まで
- ②対象事業者：中小企業者等(経営力向上計画の認定事業者)
- ③対象設備：経営力向上計画に基づき導入する設備で以下の要件を満たすものとなります。

要件

生産性向上設備 (工業会証明)

機械・装置、特定の器具・備品等で、販売開始要件を満たす、「生産性向上指標が年平均1%以上向上する」設備

収益力強化設備 (経済産業局確認)

事業者が策定した投資計画(年平均投資利益率5%以上となることについて、経済産業大臣の確認を受けたもの)に記載された設備

デジタル化設備 (経済産業局確認)

テレワーク等のデジタル化投資(遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備)

経営資源集約化設備 (経済産業局確認)

修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

種類	要件(全ての設備に共通)
機械・装置	1台・1基の取得価額が 160万円以上
工具、器具・備品	1台・1基の取得価額が 30万円以上
ソフトウェア	一つの取得価額が 70万円以上
建物附属設備	一つの取得価額が 60万円以上

取得価額 × **7%** または **10%** ※2 の税額控除

※2 資本金3,000万円以下の中小企業者等に限りません。

大企業可

国税

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制



- ①適用期間：認定ー2026年3月31日まで 設備導入ー認定日から3年以内
- ②対象事業者：個人・法人(大企業を含む)であり、産業競争力強化法の認定事業者
- ③対象設備：以下の要件を満たすものとなります。

認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に基づき導入する生産工程効率化等設備(上限500億円)

生産工程効率化等設備

炭素生産性が1%以上向上する設備

種類

機械・装置、器具・備品
鉄道車両
建物附属設備・構築物

要件

企業区分	炭素生産性向上率	税額控除率
中小企業	10%以上	取得価額 × 10%
	17%以上	取得価額 × 14%
大企業	15%以上	取得価額 × 5%
	20%以上	取得価額 × 10%

中小企業投資促進税制



- ①適用期間：2025年3月31日まで
- ②対象事業者：中小企業者等(資本金3,000万円以下)
- ③対象設備：以下の要件を満たすものとなります。

要件

種類	要件
機械・装置	1台・1基の取得価額が 160万円以上
測定工具・検査工具	1台・1基の取得価額が 120万円以上
ソフトウェア	一つの取得価額が 70万円以上
貨物運送の用に供される普通自動車	車両総重量3.5t以上
船舶	内航海運業、内航船舶貸渡業用

取得価額 × 7% の税額控除^{※3}

※3 船舶は、取得価額×75%×7%の税額控除となります。

大企業可

地域未来投資促進税制



- ①適用期間：2025年3月31日まで
- ②対象事業者：地域未来投資促進法の承認を受けた事業者
- ③対象設備：承認地域経済牽引事業計画に従って導入する設備で、国による課税特例の確認を受けた以下の要件を満たすものとなります。

要件

種類	要件
機械・装置	取得価額の合計額が2,000万円以上 (上限80億円)
器具・備品	
建物・建物附属設備・構築物 ^{※4}	

(a) 通常：取得価額 × 4%

(b) 上乗せ要件^{※5}：取得価額 × 5%

(c) 中堅企業枠^{※6}：取得価額 × 6%

※4 建物・建物附属設備・構築物は取得価額×2%の税額控除となります。

※5 労働生産性の伸び率5%以上(中小企業は4%以上)かつ投資収益率5%以上となります。

※6 上乗せ要件かつ設備投資額10億円以上等の要件となります。

大企業可

国税

DX (デジタルトランスフォーメーション) 投資促進税制



- ①適用期間：2025年3月31日まで
- ②対象事業者：個人・法人(大企業を含む)であり、産業競争力強化法の認定事業者
- ③対象設備：認定事業適応計画に基づき導入する設備で以下の要件を満たすものとなります。

要件

デジタル(D)	企業変革(X)
データ連携・共有 クラウド技術の活用 DX認定	一定以上の生産性向上等
種類	要件
ソフトウェア	認定事業適応計画に基づき導入する設備 (上限:300億円、下限:国内の売上高比0.1%以上)
機械・装置 ^{※7}	
器具・備品 ^{※7}	

取得価額 × 3%の税額控除^{※8}

- ※7 機械・装置及び器具・備品については、ソフトウェアと連携して使用するものとします。
- ※8 グループ外事業者と連携する場合は5%となります。

大企業可

国税

5G投資促進税制



- ①適用期間：2025年3月31日まで
- ②対象事業者：特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定事業者
- ③対象設備：以下の要件を満たすものとなります。

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」の規定に基づく認定設備を導入した場合に、税額控除を適用できます。

要件

種類	要件
認定特定高度情報通信技術活用設備	認定導入計画に記載された 機械・装置、器具・備品等

取得価額 × 3%の税額控除



国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除

- ①適用期間：2026年3月31日まで
- ②対象事業者：国家戦略特別区域法の実施法人
- ③対象設備：事業実施計画に記載した機械・装置、器具・備品（開発研究用に限る）、建物等

取得価額 × **14%**の税額控除 *建物等の税額控除は**7%**

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除

- ①適用期間：2026年3月31日まで
- ②対象事業者：総合特別区域法の指定法人
- ③対象設備：事業実施計画に記載した機械・装置、器具・備品（開発研究用に限る）、建物等

取得価額 × **8%**の税額控除 *建物等の税額控除は**4%**

地方拠点強化税制

- ①適用期間：2026年3月31日まで
- ②対象事業者：地域再生法の認定事業者
- ③対象設備：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載した特定業務施設

(a)「移転型」：取得価額 × **7%**の税額控除
 (b)「拡充型」：取得価額 × **4%**の税額控除

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

- ①適用期間：2025年3月31日まで
- ②対象事業者：法人
- ③対象設備：沖縄の特定地区において特定事業の用に供する機械・装置、器具・備品、建物等

取得価額 × **15%**の税額控除 *建物等の税額控除は**8%**

特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の税額控除

- ①適用期間：2026年3月31日まで
- ②対象事業者：関係法令の指定・確認を受けた個人・法人
- ③対象設備：機械・装置、建物等

取得価額 × **15%**の税額控除^{※9} *建物等の税額控除は**8%**

※9 2025年4月～2026年3月までに設備を取得した場合、取得価額×14%（建物等の場合は取得価額×7%）の税額控除となります。

地方税 Q1 固定資産税の特例措置(地方税)を利用した場合、税額控除制度(国税)と併用できますか。

国税 A 固定資産税の特例措置と税額控除制度の適用条件が合致した場合は、**両方の制度を併用できます。**さらに、適用条件が合致する**補助金制度も併用できます。**

国税 Q2 所有権移転外ファイナンス・リース取引の取得価額を教えてください。

A **賃借人(ユーザー)の会計処理により異なります。**
 賃貸借処理をしている場合：リース料総額が取得価額となります。
 売買処理をしている場合：税務上の取得価額(資産計上価額)となります。

国税 Q3 「中小企業者等」の定義を教えてください。

A 税額控除制度(国税)の「中小企業者等」の定義は次のとおりです。
 ①常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 ②資本金若しくは出資金が1億円以下の法人(大規模法人1社が1/2以上出資している法人、大規模法人2社以上が2/3以上出資している法人を除く。大規模法人とは、資本金または出資金1億円超の法人等で、中小企業投資育成株式会社以外の法人をいう)
 ③資本または出資のない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 ④農業協同組合等(農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合等)

国税 Q4 所有権移転外ファイナンス・リース取引で導入した設備は特別償却制度を利用できますか。

A **利用できません。**租税特別措置法において、所有権移転外ファイナンス・リース取引は特別償却制度の適用がない旨が規定されています。
 なお、所有権移転ファイナンス・リース取引であれば、特別償却制度を利用できます。

国税 Q5 税額控除制度を利用する場合に留意する事項があれば教えてください。

A ①一つの対象設備について、各種税額控除制度を重複して利用することはできません。
 ②税額控除制度ごとに税額控除の上限額が定められています。
 企業全体としての税額控除の合計額は法人税額(所得税額)の90%が上限となります。
 ③中古の設備は利用することができません。

この他の Q&A は公益社団法人リース事業協会のホームページをご覧ください。

▶ <https://www.leasing.or.jp/studies/toshigenzei.html>





〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル
<https://www.leasing.or.jp>



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。

- ・本パンフレットは、2024年4月現在の関係法令に基づき作成しています。
- ・本パンフレットに掲載している設備投資減税制度の適用及び申告の詳細は、税理士等にご確認ください。
- ・本パンフレットの内容で不明の点がございましたら、お取引先リース会社の担当者まで、ご質問・お問い合わせください。
- ・本パンフレットの著作権は、公益社団法人リース事業協会に帰属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。